一般競争入札による
自動二輪車駐車場用地
貸付募集案内

【物件番号２】三軒茶屋中央駐車場　外

令和８年（2026 年）１１月

世田谷区財務部経理課

目　　次

◆ 一般競争入札募集案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

１　貸付物件　・・・・・・・・・・・・・P. １
２　入札参加資格　・・・・・・・・・・・・・P. １
３　主な契約条件　・・・・・・・・・・・・・P. ２
４　入札参加申込　・・・・・・・・・・・・・P. ４
５　質問及び回答　・・・・・・・・・・・・・P. ５
６　入札・開札　・・・・・・・・・・・・・P. ５
７　落 札 者　・・・・・・・・・・・・・P. ７
８　入札結果　・・・・・・・・・・・・・P. ７
９　契　　約　・・・・・・・・・・・・・P. ７
10　契約締結後の提出物　・・・・・・・・・P. ７
11　貸付料の支払い方法　・・・・・・・・・P. ８
12　そ の 他　・・・・・・・・・・・・・P. ８

◆ 貸付契約書(見本)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．９

◆ 物件調書・明細図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１５

◆ 提出書類様式

◇一般競争入札参加申込書兼受付書（第１号様式）
◇誓約書（第２号様式）
◇役員名簿（第３号様式）
◇委任状（作成例）

◆ 入札会場案内図

令和９年（2027 年）１月１３日（水）に世田谷区が行う区有地の貸付にかかる一般競争入札については、世田谷区契約事務規則に定めるもののほか、本案内書に定めるところにより行います。

入札に参加される方は、本案内書内容をご確認のうえ、参加してください。

１　貸付物件

（１）　土地貸付物件（以下「本物件」といいます。）は、下表のとおりです。

物件番号	駐車場名称・所在地（住居表示）		現収容台数	面積	最低貸付価格（月額・消費税抜）
２	①	三軒茶屋中央駐車場 三軒茶屋二丁目１５０番の一部 （三軒茶屋二丁目１１番）	28 台	131 ㎡	701,400 円
	②	二子玉川西駐車場 玉川三丁目１６３５番の一部 （玉川三丁目１５番３号）	18 台	118 ㎡	
	③	用賀駐車場 用賀四丁目２５５番の一部 （用賀四丁目５番先）	15 台	45 ㎡	
	④	松原駐車場 赤堤四丁目９７２番先の一部 （赤堤四丁目２２番先）	9 台	24.6 ㎡	
	合　　計		70 台		

（２）　①～④すべて消費税課税の物件となります。

（３）　１５ページ以降に物件調書を掲載しています。物件調書は、入札に参加しようとする方（以下「入札参加者」といいます。）が物件の概要を把握するための参考資料です。物件調書の明細図と現況が相違している場合は、現況を優先します。

（４）　新たに切り下げ等道路工事を行なう場合は、土木計画調整課占用に「道路工事等施工承認申請書」を提出し承認を得る必要があります。申請手続きについては予め入札参加者ご自身において確認し、落札後は速やかに申請してください。なお、切り下げ等道路工事にかかる費用は、落札者の負担で行っていただきます。

（５）　本物件の現地説明会は実施いたしませんので、現地の状況を確認される際は予め、下記所管課へご連絡ください。その際は、駐車場利用者及び近隣の迷惑にならないよう注意してください。

現地視察受付連絡先：土木部 交通安全自転車課　電話０３－６４３２－７９６７

２　入札参加資格

次の欠格条項に該当しない方が入札に参加できます。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に掲げる者

（２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）による処分を受けている団体及び当該処分を受けたことのある団体並びにその代表者及び構成員

（３）世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成２４年１２月世田谷区条例第５５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及

び暴力団関係者

（４）前３号に掲げる者の代理人その他の協力者

（５）税金等の滞納がある者

（６）世田谷区の実施した一般競争入札による貸付において、落札者と決定されたにもかかわらず入札に付した土地又は建物について貸付契約を締結しなかった者で当該入札の日から２年を経過していないもの

（７）世田谷区の実施した一般競争入札による貸付において、契約を締結したにもかかわらず契約期間中に契約を辞退した者で契約解約の日から２年を経過していないもの

３　主な契約条件

契約にあたり、特に留意していただきたい条件は次に掲げるとおりです。その他、９ページ以降の自動二輪車駐車場用地貸付契約書（見本）及び１５ページ以降の物件調書・明細図を必ずご確認ください。

（１）貸付期間

・三軒茶屋中央駐車場

令和９年（2027 年）4 月 1 日から令和 14 年（2032 年）3 月 31 日まで（5 年間）

・二子玉川西駐車場

令和９年（2027 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで（1 年間）

ただし、区が道路管理者より占用許可の更新を受けることを条件として、貸付期間を令和 14 年（2032 年）3 月 31 日までの 5 年間とします。

・用賀駐車場

令和９年（2027 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで（4 年間）

ただし、区が道路管理者より占用許可の更新を受けることを条件として、貸付期間を令和 14 年（2032 年）3 月 31 日までの 5 年間とします。

・松原駐車場

令和９年（2027 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで（4 年間）

ただし、区が道路管理者より占用許可の更新を受けることを条件として、貸付期間を令和 14 年（2032 年）3 月 31 日までの 5 年間とします。

※令和 14 年（2032 年）3 月 31 日以降、契約の更新はできません。

（２）用途指定

本物件の使用は、自動二輪車専用駐車場の用途に限定します。

（３）費用負担

本物件の使用に関連して生じる駐車場整備費用、維持管理費用、保守点検費用および光熱水費等一切の費用は、落札者の負担とします。

（４）駐車台数

① 概ね現状維持で設定していただきます。ただし、駐車場法及び関連法令を遵守してください。

② 松原駐車場については、定期利用（月極）での使用を認めますが、時間貸駐車スペースを最低３台設置してください。その他の駐車場における時間貸と定期の割合は相談に応じます。

（５）駐車料金

以下のとおりとします。利用料金の支払いは、必ず現金支払いに対応してください。契約当初に設定した駐車料金を変更する際は、事前に区へ協議をし承諾を得てください。

駐車場名	駐車料金
三軒茶屋中央	60 分毎 100 円、24 時間最大 700 円以下（繰返しあり）
二子玉川西	60 分毎 200 円、24 時間最大 500 円以下（繰返しなし）
用賀	40 分毎 100 円、24 時間最大 500 円以下（繰返しあり）
松原	〈時間貸し（最低 3 台）〉40 分毎 100 円、24 時間最大 300 円以下（繰返しあり） 〈定期利用（月極）〉月額 4,000～6,000 円の範囲内

（6）駐輪機器等

機器等を設置する際は、各道路管理者の同意が必要となる場合があるため、必ず事前に区へ協議してください。

機器の維持管理を実施するうえで、駐車場利用者の利便性を確保することを最優先としてください。また、設置した機器の不良や故障が発生した場合は、落札者の費用負担により速やかに修理等の対応をしてください。

（7）本契約終了時の明け渡し

貸付期間の満了、解約その他の事由により本契約が終了する場合は、契約終了日までにすべての駐輪機器等の設備及び設置物を落札者の負担で撤去し、明け渡していただきます。ただし、区が駐輪機器等の撤去を免除した場合は、現状のまま返還することとします。

（8）表示物

落札者の費用負担により設置・撤去等を行なうことができます。

ただし、表示物の設置については各道路管理者の同意が必要な場合がありますので、表示内容や設置位置を含め事前に区へ協議をしてください。

※ 本件土地に設置する屋外広告物は、世田谷区風景づくり条例に基づく「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」の内容に配慮したものとするよう努めること。

（9）費用負担

① 本物件の使用に関連して生じる維持管理費用、保守点検費用、機器等入替え費用、廃棄物処理費用および光熱水費等一切の費用は、落札者の負担とします。

② 三軒茶屋中央及び二子玉川西駐車場は、区の運営する自転車等駐車場の敷地内にありますが、光熱水費を含め、本物件に係る費用は落札者が負担してください。

(10) 土地の占用

本物件中、三軒茶屋中央及び二子玉川西駐車場用地は、区が国土交通省より占用許可を得て使用しています。また、用賀及び松原駐車場用地は、本契約の所管課である土木部交通安全自転車課が、区他部署より占用許可を得て使用しています。

そのため、機器の入替え及び新たな表示物の設置等については、各道路管理者の同意が必要な場合がありますので、事前に区へ協議をしてください。

(11) その他

落札者が契約に定める義務を履行しない時、または道路管理者が当該設置場所を公用又は公共の用に供する必要が生じた時には、区は契約を解除することができます。

４　入札参加申込

入札の参加に当たっては、本案内書を十分ご確認のうえ申込みをしてください。受付期間、場所及び方法等は次のとおりです。（郵送・電話・ファクシミリ・電子メール等による受付は行いません。）

（１）受付期間

令和８年（2026 年）１２月２３日（水）から令和８年（2026 年）１２月２５日（金）まで（３日間）

（２）受付場所

来庁での受付の場合	世田谷区世田谷四丁目２１番２７号 世田谷区役所 東棟５階５１６番窓口　財務部経理課財産管理係 受付時間：受付期間中の午前９時から午後５時まで
電子申請での受付の場合	以下 URL の申請フォームにて受け付けます。 https://logoform.jp/form/JqMJ/812986 こちらの二次元コードからも申請フォームに進めます 受付時間：令和８年（2026 年）１２月２３日（水）午前９時から 令和８年（2026 年）１２月２５日（金）午後５時まで

※電子申請により参加申込を行う場合は、別紙「電子申請サービスによる参加申込について」を必ずご確認ください。

（３）申込み必要書類

	提出書類	法人	個人
①	一般競争入札参加申込書兼受付書（第１号様式）	○	○
②	誓約書（第２号様式）	○	○
③	役員名簿（第３号様式）	○	
④	全部事項証明書（現在事項証明書）	○	
⑤	身分証明書（破産者等でないことの証明書）		○
⑥	登記されていないことの証明書（成年被後見人・被保佐人等でないことの証明書）		○
⑦	印鑑（登録）証明書	○	○
⑧	納税証明書その３の３	○	
⑨	納税証明書その３の２		○
⑩	住民税納税証明書（令和７年度（2025 年度）分及び令和８年度（2026 年度）分）		○

（注）１ **①②は、印鑑（登録）証明書で証明された印で押印してください。**

２ ③は、**登記事項証明書に記載されている役員（常勤役員・非常勤役員）全員**の役職名、氏名、生年月日、住所を必ず記載してください。

３ ④～⑩の書類は、発行後３ヶ月以内の原本とします。

４ ④～⑩の書類は、落札できなかった場合には返却します。（電子申請の場合⑦のみ返却）

５ ⑩の書類は、納期限後の未納額がないことが確認できるものを提出してください。

６ 電子申請の場合、①・②は申請フォームでの入力、③～⑩の資料はＰＤＦ形式で申請フォームにアップロードしてください。

７ 複数の物件番号の入札に参加する場合、②～⑩の書類は他の物件とあわせて１部で構いません。（電子申請の場合、②は物件番号ごとに申請フォームでの入力となります。）

（４）申込み時交付書類

申込みを受け付けた際は、次の書類を交付します。

来庁での受付の場合	・一般競争入札参加申込書兼受付書の写し（収受印を押印後、コピーを交付します。） ・入札書（第５号様式）及び入札用封筒
電子申請での受付の場合	・一般競争入札参加申込書兼受付書のデータ（電子申請受付内容を反映したもの） ・入札書（第５号様式）のデータ ※電子申請システムにより発行し、メールにて参加申込者あてにデータの発行をお知らせします。 ※入札用封筒は入札参加者にてご準備いただきます。（別紙「電子申請サービスによる参加申込について」を参照してください）

（５）その他

ア　受付期間内に申込みを行わない場合は、入札に参加することはできません。

イ　電子入札ではないため、電子入札システム及び世田谷区への業者登録は不要です。（参加受付を行う電子申請サービス「LoGo フォーム」のことでありません）

ウ　入札保証金を免除します。

エ　提出された書類等は、入札参加資格の確認のため警察等関係行政機関へ提供する場合があります。

５　質問及び回答

（１）受付期間

令和８年（2026 年）１１月１１日（水）から令和８年（2026 年）１２月９日（水）まで

（２）受付方法

質問はすべてメールにて受け付けます。電話、FAX では受付けませんので、ご了承ください。

質問受付担当：世田谷区財務部経理課財産管理係
メールアドレス：SEA02234@mb.city.setagaya.tokyo.jp
メール件名：【物件番号２】有料時間貸駐車場用区有地貸付入札の質問について

（注）応募状況についてのお問い合わせには応じられません。

（３）回答方法

質問及び回答は、令和８年（2026 年）１２月１７日（木）までに区ホームページにて公開します。入札参加者は質問及び回答もあわせてご確認ください。

６　入札・開札

（１）　入札、開札の日時及び場所

〔入札期日〕　令和９年（2027 年）１月１３日（水）
〔受付時間〕　午前１１時００分から午前１１時１０分まで
〔入札時間〕　午前１１時００分から午前１１時１５分まで
〔開札時間〕　入札後即時開札
（入札参加申込者の入札及び傍聴申込者の入室の完了後開札）
〔会場〕　世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
世田谷区役所 東棟３階　オペレーションルーム
※入札会場案内図は、最終ページをご参照ください。

（注）１　一度会場に入室すると、開札が終了するまで退出できません。
２　会場の都合上、入室は１入札参加者につき１名までといたします。

３　物件番号２～５の入札・開札は、同じ日時、会場で行います。

（２）入札当日の必要書類等

入札当日は、次の書類に必要事項を記入・押印(必ず印鑑（登録）証明書で証明された印)のうえ、必ず持参してください。

① 一般競争入札参加申込書兼受付書(世田谷区の収受印が押印してあるものの写し又は電子申請システムから発行されたもの)
② 入札書（第５号様式）及び入札用封筒
③ 印鑑（登録）証明書の原本（電子申請の場合のみ）
④ 委任状の原本（該当する方のみ／参加申込時に原本を提出していない場合）

（３）入札書

ア　入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札用封筒に封入・糊付けし、所定の入札箱に投入してください。

イ　入札金額は、月額貸付料（消費税抜き）（日本円）を表示してください。

ウ　入札書への押印は、印鑑（登録）証明書で証明された印のみです。（委任されている場合は受任者の印）

エ　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

（４）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア　入札に参加する資格がない者のした入札。

イ　所定の入札書以外の様式を使用して行った入札。

ウ　入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印がないもの。

エ　同じ物件について２通以上の入札書を提出したもので、その前後を判別できないもの、又はその後発のもの。

オ　入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの。

カ　入札書を同封せずに行った入札。

キ　最低貸付価格に達しない金額での入札。

ク　前各号のほか、入札条件に違反したもの。

（５）入札の辞退

入札を辞退される場合には、入札辞退届に必要事項を記載のうえ、入札日前日までに提出してください。

（６）開札

ア　開札は、入札後直ちに入札参加者立会いのもと公開で行います。

イ　入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない世田谷区職員を立ち会わせます。

（７）傍聴

先着で３名まで傍聴が可能です。傍聴を希望する方は令和９年（2027年）１月５日（火）午後５時までに以下担当あてにメールで傍聴希望の旨と住所・氏名・電話番号をお知らせください。受付可否についてメールにてご連絡いたします。

傍聴受付担当：世田谷区財務部経理課財産管理係
メールアドレス：SEA02234@mb.city.setagaya.tokyo.jp
メール件名：【物件番号２】有料時間貸駐車場用区有地貸付入札の傍聴希望について

傍聴可能となった方は、入札・開札日の受付時間内に会場受付へお越しください。キャンセルの場合はその旨を事前にご連絡ください。

事前に傍聴希望の連絡がなく当日お越しいただいた場合、傍聴の枠に空きがあり、受付時間内かつ開札が始まる前であれば傍聴可能です。

７　落札者

（１）落札者は、世田谷区が定めた最低貸付価格以上の額で入札をした者のうち、最高の価格をもって入札した者とします。

（２）落札者となるべき同金額の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない世田谷区職員にくじを引かせます。

（３）落札者が契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、世田谷区契約事務規則第４条の規定により、その後２年間は一般競争入札による区有財産の貸付けには参加できません。なお、落札後辞退し契約の締結に応じないこと等により入札参加停止となった者の氏名（法人の場合はその名称）等を、入札参加停止期間中、区のホームページで公表します。

（４）落札者が契約の締結を辞退した場合、他に最低貸付価格を超えていた二番札があるときは、二番札を入札したものを落札者とし、以降も同様とします。

８　入札結果

（１）開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者が無いときは、その旨を開札に立ち会った入札者・参加者に知らせます。

（２）入札者が法人の場合はその名称及び入札金額を、個人の場合は「個人であること（氏名の公表は行いません）」及び入札金額を区ホームページに掲載します。

９　契　約

（１）落札者は、令和９年（2027 年）２月２２日（月）までに、別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。

（２）契約は、世田谷区が落札者とともに契約書に記名押印したときに成立します。

（３）契約の締結後、落札者の都合により契約を解約する場合、書面にて解約の旨の意思表示を行うこととし、契約を解約した場合は、その後２年間は一般競争入札による区有財産の貸付には参加できません。この場合、納付済みの貸付料は返還しません。なお、契約を解約した者の氏名（法人の場合はその名称）等を、入札参加停止期間中、区のホームページで公表します。

10　契約締結後の提出物

落札者は、契約締結後、次の資料を本物件所管課である土木部交通安全自転車課へ提出してください。

（１）工作物等設置工事のスケジュール表

（２）管理体制表（設置工事中、営業開始以降）

（３）配置図

（４）その他（舗装や柵等の工作物の構造図）

11　貸付料の支払い方法

貸付料の支払方法は、契約所管課である土木部交通安全自転車課と協議のうえ決定します。貸付契約締結後、区が発行する納入通知書により、区が指定する方法又は契約書に定める方法により納付していただきます。貸付料は前納していただきます。

12　その他

契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

〇〇世〇〇第〇〇〇号

見本

収入印紙

自動二輪車駐車場用地貸付契約書

貸付人世田谷区（以下「甲」という。）及び借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により土地貸付契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（貸付物件）

第１条　甲は、別表第１に示す自動二輪車駐車場用地（以下「本物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

（使用条件）

第２条　乙は、本物件を別表第２に示す使用条件のもとに使用しなければならない。

（貸付期間）

第３条　本物件の貸付期間は、駐車場ごとに次のとおりとする。

（１）三軒茶屋中央駐車場

令和９年（2027 年）４月１日から令和 14 年（2032 年）３月 31 日まで

（２）二子玉川西駐車場

令和９年（2027 年）４月１日から令和 10 年（2028 年）３月 31 日まで

ただし、甲が道路管理者より占用許可の更新を受けた場合には、令和 14 年（2032 年）３月 31 日までとする。

（３）用賀駐車場

令和９年（2027 年）４月１日から令和 13 年（2031 年）３月 31 日まで

ただし、甲が道路管理者より占用許可の更新を受けた場合には、令和 14 年（2032 年）３月 31 日までとする。

（４）松原駐車場

令和９年（2027 年）４月１日から令和 13 年（2031 年）３月 31 日まで

ただし、甲が道路管理者より占用許可の更新を受けた場合には、令和 14 年（2032 年）３月 31 日までとする。

２　乙が行う附属設備等の設置及び原状回復に要する期間は、第１項の貸付期間に含むものとする。

（貸付料）

第４条　本物件の貸付料は、月額〇〇〇，〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

２　前項の貸付料は当該月の１日から末日までの額までとする。１か月に満たない期間の貸付料は、当該月の日数を基礎として日割り計算した額とし、１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　乙は、第１項の貸付料について、４月から６月分までを３月末日までに、７月から９月分までを６月末日までに、１０月から１２月分までを９月末日までに、１月から３月分までを１２月末日までに、甲が発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する場所において支払わなければならない。

４　乙は、第１項の貸付料をその納付期限までに支払わないときは、世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例（昭和５２年７月世田谷区条例第２４号）の定めるところにより算出した額の延滞金を支払わなければならない。

（権利金）

第５条　本契約における権利金の授受はない。

（保証金）

第６条　本契約における債務の担保として乙から甲に預け入れる保証金はない。

（費用負担）

第７条　本物件の使用に関連して生じる光熱水費等一切の費用は、乙の負担とする。

（反社会的勢力の排除）

第８条　乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

（１）自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

（２）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

（３）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

（４）自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

①　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

②　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

（禁止又は制限される行為）

第９条　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

２　前項の規定は、第２条に定める使用目的の範囲において、乙が本物件の使用、管理及び本物件における事業を第三者に委託することを妨げない。

３　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件に建物及び工作物を築造してはならない。

４　乙は、本物件の形質について、第２条に定める項目以外の変更を加えてはならない。

５　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）による処分を受けている団体及び当該処分を受けたことのある団体並びにその代表者及び構成員又はこれらの者の代理人その他の協力者にその活動に利用させる等公序良俗に反する用に供してはならない。

（管理責任）

第10条　本物件の管理・運営については乙が一切の責任を負うものとする。

２　本物件の貸付期間中、乙は、本物件の美観維持に努め、本物件を管理・運営することによって生じる利用者、近隣住民等からのトラブル、苦情等について一切の責任を負い、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第11条　乙は、本物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

（調査協力義務）

第12条　甲は、本物件について、随時その使用状況を実地に調査することができる。また、次契約の募集時に使用する駐車場使用実績その他参考となる資料の提出を求めることが出来る。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

２　甲は、必要があると認められるときは、乙に対し、経営及び納税状況等に関する報告を求め、又は帳簿その他の参考となるべき資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその請求を拒んではならない。

（契約の解除）

第13条　甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

（1）第４条第３項に規定する貸付料支払義務

２　甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

（1）第２条に規定する本物件の指定用途遵守義務

（2）第９条に規定する義務

（3）その他本契約書に規定する乙の義務

３　乙が次のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

（1）第８条各号の確約に反する事実が判明した場合

（2）契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した場合

４　前二項により本契約を解除した場合には、甲は既納の貸付料を乙に返還しない。

（契約期間内における解約）

第14条　甲は、本物件地権者からの返還請求等により本物件が使用できなくなった場合、本契約を解約することができる。

２　甲は、本物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、本契約を解約することができる。

３　前各項の規定により契約を解約した場合、乙は、これによって生じた損失について、甲に対しその補償を求めることができる。

（貸付料の精算）

第15条　甲は、前条の規定により本契約が解約された場合は、未経過期間にかかる貸付料を乙に返還する。

２　前項の規定により返還する未経過期間にかかる貸付料には利息を付さないものとする。

３　甲は、乙が本契約に基づき甲に金銭を支払うべき義務があるときは、第１項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺する。

（本契約終了時の明け渡し）

第16条　乙は、貸付期間の満了、解約その他の事由により本契約が終了する場合は、次の各号の定めに従い甲に本物件を明け渡し、返還するものとする。

（1）乙は、本契約が終了する期日までに、すべての駐輪機器等の設備及び設置物を自己の負担で撤去し、甲に返還しなければならない。

（2）甲は、乙が前号に定める撤去を行わない場合は、乙の承諾を得ることなく、乙の費用負担のもとに撤去することができる。

（3）甲が書面により本物件の全部又は一部の撤去を免除した場合においては、乙は、免除した機器等については現状のまま返還することとする。

（4）乙が本物件の返還を遅延したときは、乙は、遅延した期間に応じた貸付料を甲に支払うものとする。

（了解事項）

第17条　甲及び乙は、本契約が借地借家法（平成３年法律第９０号）の適用を受けないものであることを確認する。

（免責）

第18条　地震、火災、風水害等の災害その他甲の責に帰することのできない事由で乙が被った損害については、甲は、乙に対してその責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第19条　乙は、本物件の使用に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第20条　乙は、本物件について、数量、品質等に関して、本契約の内容に適合しないものであっても、その不適合を理由として、履行の追完の請求、賃料の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

（契約の費用）

第21条　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第22条　本契約の締結から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第23条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

甲及び乙は、本物件について上記のとおり土地貸付契約を締結したことを証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

東京都世田谷区世田谷四丁目２１番２７号
甲　　世田谷区
代表者　区長　　保　坂　展　人

乙

別表第１（第１条関係）

貸付物件

駐車場名	所在・地番 （住居表示）	面積	収容 台数	駐車料金
三軒茶屋中央	三軒茶屋二丁目１５０番の一部 （三軒茶屋二丁目１１番）	１３１㎡	２８台	６０分毎１００円 ２４時間最大７００円以下（繰返しあり）
二子玉川西	玉川三丁目１６３５番の一部 （玉川三丁目１５番３号）	１１８㎡	１８台	６０分毎２００円 ２４時間最大５００円以下（繰返しなし）
用賀	用賀四丁目２５５番の一部 （用賀四丁目５番先）	４５㎡	１５台	４０分毎１００円 ２４時間最大５００円以下（繰返しあり）
松原	赤堤四丁目９７２番先の一部 （赤堤四丁目２２番先）	２４．６㎡	９台	〈時間貸し（最低３台）〉 ４０分毎１００円 ２４時間最大３００円以下（繰返しあり） 〈定期利用（月極）〉 月額４，０００から６，０００円の範囲内

別表第２（第２条関係）

使用条件

第１　使用目的

本物件は、自動二輪車専用駐車場として使用すること。

各駐車場の名称は別表第１のとおりとする。

第２　駐車料金

本物件の駐車料金は、別表第１の範囲内とする。契約当初に設定した駐車料金を変更する際は、事前に甲へ協議をすること。なお、駐車料金は全て乙の収入とする。また、利用料金の支払いは、必ず現金支払いに対応できるようにすること。

第３　駐輪機器等

（１）契約開始にあたって必要な機材を設置する場合、及び貸付期間中に新規の駐輪機器等と入替えをする場合は、乙の費用負担により行うこと。

（２）駐輪機器等を設置する場合は、本物件道路管理者の同意が必要となる場合があるため、必ず事前に甲へ協議をすること。

（３）駐輪機器等の入替に伴い撤去をした機器については、関係法令等に基づき適切に処理すること。撤去品を産業廃棄物として処理を行う際には乙が排出事業者となり、無許可業者への委託及び再委託等、法令に違反する行為を行ってはならない。また、産業廃棄物として処理を行った際は、マニフェストの写しを甲へ提出すること。なお甲は、撤去品の処分方法及び委託先の事業者など処理方法について確認を行う場合がある。

（４）維持管理を実施するうえで、駐車場利用者の利便性を確保することを最優先とすること。また、設置した機器の不良や故障が発生した場合は、乙の費用負担により速やかに修理等の対応をすること。

第４　表示物

表示物を設置する場合は、乙の費用負担により行い、本物件道路管理者の同意が必要となる場合があるため、表示内容や設置位置を含め必ず事前に甲へ協議すること。

また、本物件に設置する屋外広告物は、世田谷区風景づくり条例に基づく「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」の内容に配慮したものとするよう努めること。

第５　三軒茶屋中央及び二子玉川西の維持管理

本物件のうち、三軒茶屋中央、二子玉川西は世田谷区が設置した自転車等駐車場の敷地内にあるため、維持管理について自転車等駐車場の指定管理者と十分に協議を行い、駐車場の適切な維持管理に努めること。

なお光熱水費については、本物件部分のみの費用負担をすること。

物件調書

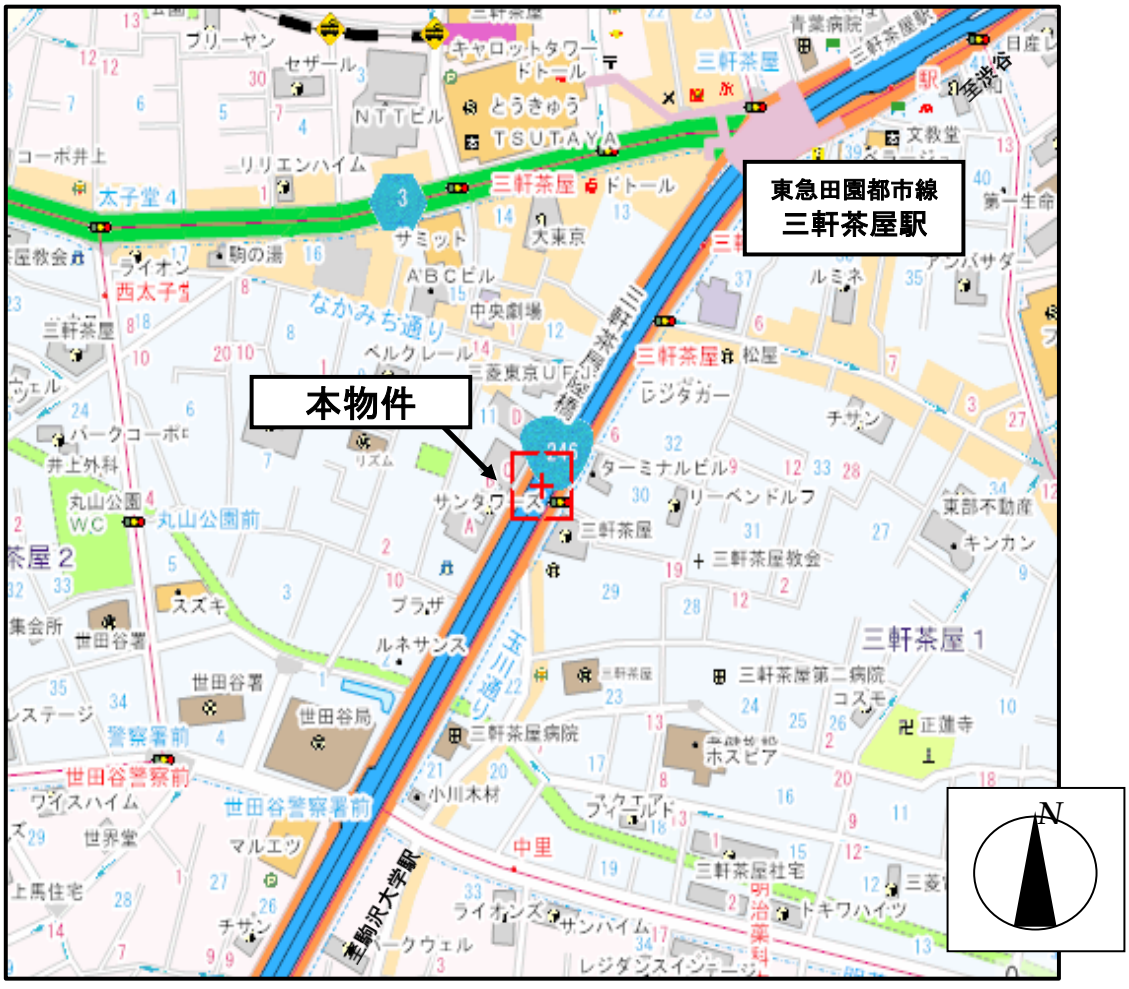
共通

機器の入替え及び新たな表示物の設置等については、各道路管理者の同意が必要な場合がありますので、必ず事前に区に協議をしてください。

物件調書2－①　三軒茶屋中央

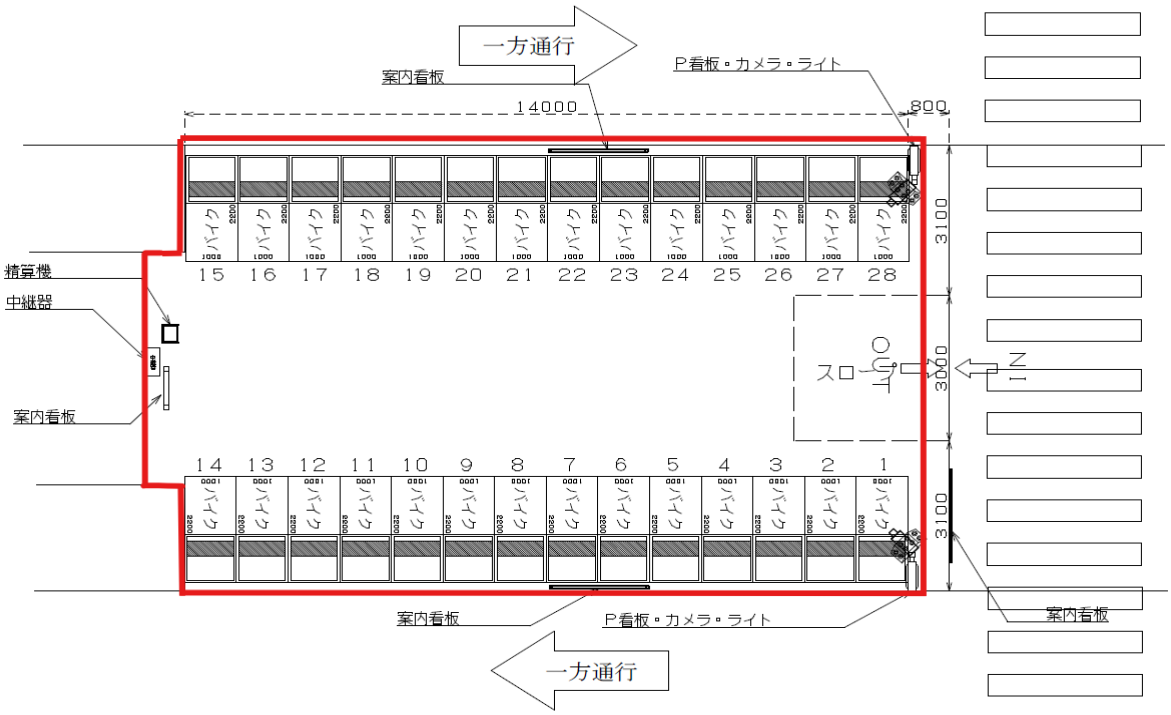
駐車場名	三軒茶屋中央		
住居表示	三軒茶屋二丁目１１番	地　　番	三軒茶屋二丁目１５０番の一部
面　　積	１３１㎡	現収容台数	２８台
形　　態	平置き		
駐車料金	６０分毎１００円、　２４時間最大７００円以下（繰返し**あり**）		
そ の 他	・本用地は、区が国土交通省より占用許可を得て使用しています。 ・本駐車場は、区が運営する自転車等駐車場の敷地内にありますが、本契約に係る維持管理費用及び光熱水費は落札者の負担となります。 ・自転車等利用者が本物件の通路を通過し、三軒茶屋駅寄りの駐輪施設へ駐輪するため、通路を遮らないようにしていただきます。		

案内図



駐車場名	三軒茶屋中央

明細図（図上の配置や設備は現況と一致しません）



※本物件は、赤太線で囲んだ部分です。
※明細図が現況と相違している場合は、現況が優先します。

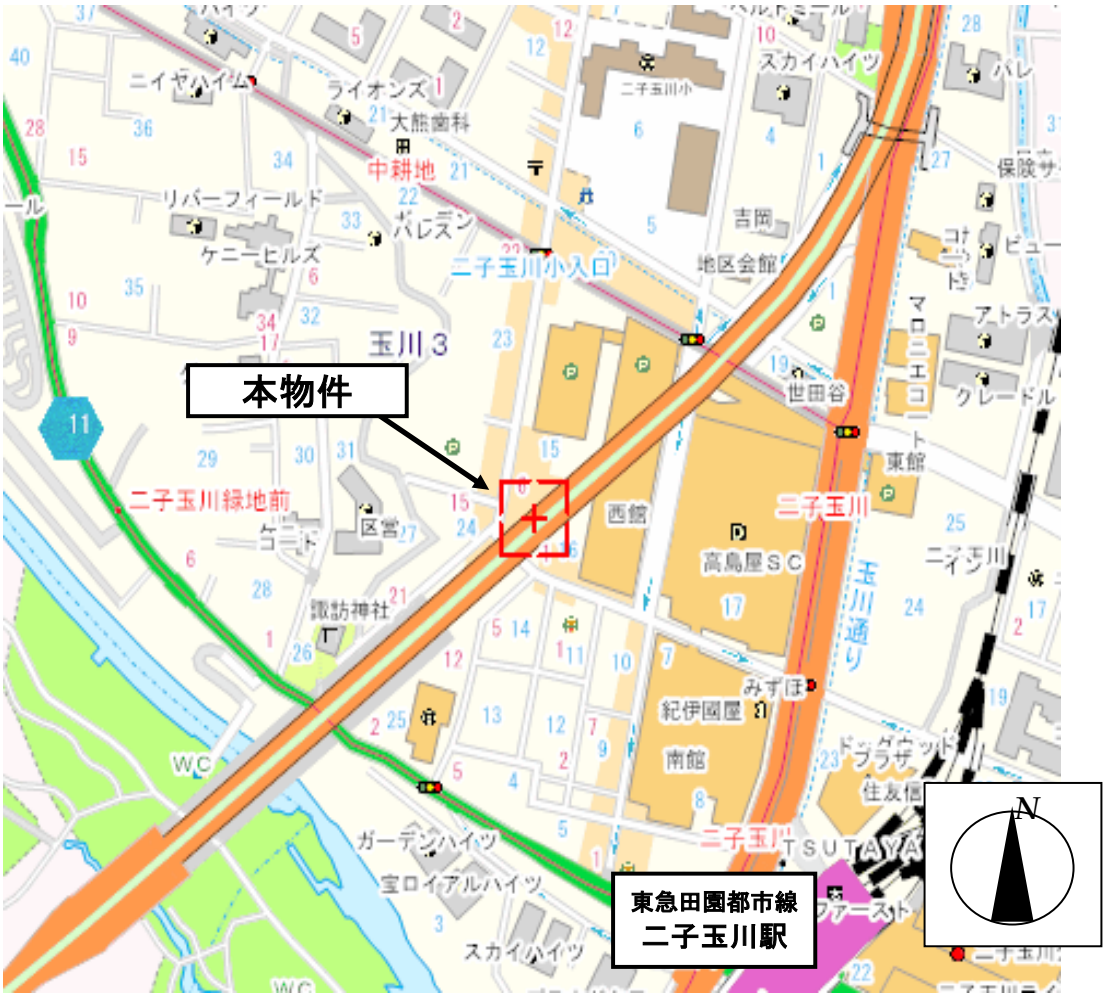
参考実績

昨年度の月当たり利用実績（概算）　　約１５００台

物件調書2－②　二子玉川西

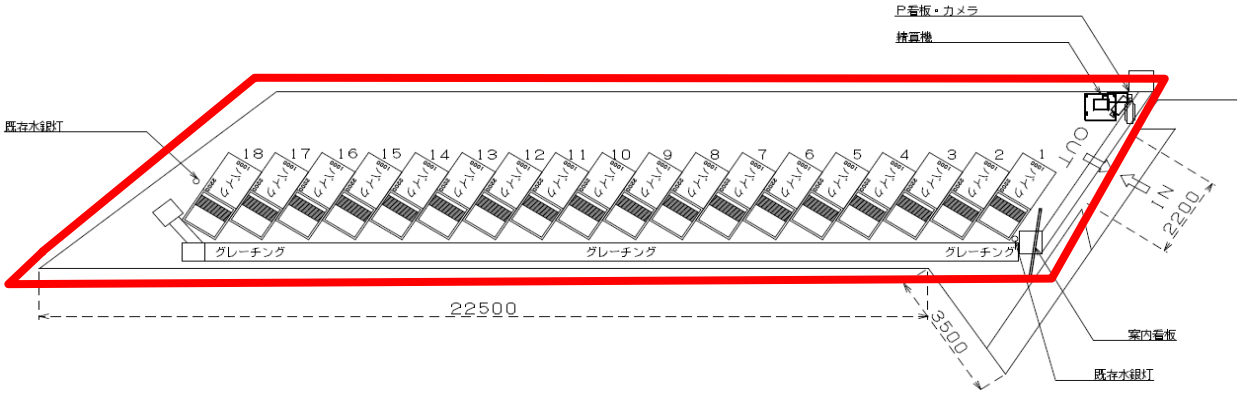
駐車場名	二子玉川西		
住居表示	玉川三丁目１５番３号	地　　番	玉川三丁目１６３５番の一部
面　　積	１１８㎡	現収容台数	１８台
形　　態	平置き		
駐車料金	６０分毎２００円、２４時間最大５００円以下（繰返しなし）		
そ の 他	・本用地は、区が国土交通省より占用許可を得て使用しています。 ・本駐車場は、区が運営する自転車等駐車場の敷地内にありますが、本契約に係る維持管理費用及び光熱水費は落札者の負担となります。		

案内図



駐車場名	二子玉川西

明細図（図上の配置や設備は現況と一致しません）



※本物件は、赤太線で囲んだ部分です。

※明細図が現況と相違している場合は、現況が優先します。

参考実績

昨年度の月当たり利用実績（概算）　　約６００台

物件調書2－③　用賀

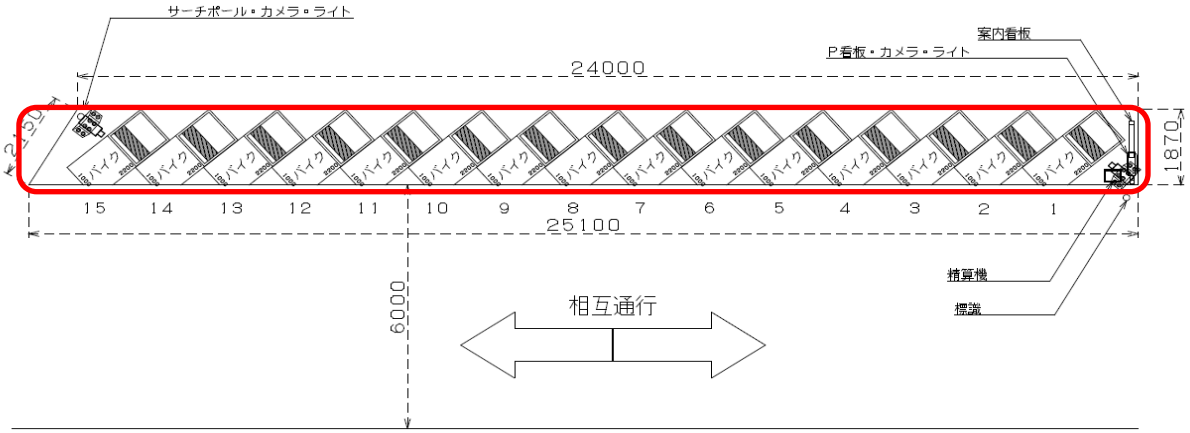
駐車場名	用賀		
住居表示	用賀四丁目５番先	地　　番	用賀四丁目２５５番の一部
面　　積	４５㎡	現収容台数	１５台
形　　態	平置き		
駐車料金	４０分毎１００円、　２４時間最大５００円以下（繰返し**あり**）		
そ の 他	・本駐車場用地は、契約所管課が区他部署より占用許可を得て使用しています。		

案内図



駐車場名	用賀

明細図（図上の配置や設備は現況と一致しません）



※本物件は、赤太線で囲んだ部分です。

※明細図が現況と相違している場合は、現況が優先します。

参考実績

昨年度の月当たり利用実績（概算）　　約５２０台

物件調書2－④　松原

駐車場名	松原		
住居表示	赤堤四丁目２２番先	地　　番	赤堤四丁目９７２番先の一部
面　　積	２４．６㎡	現収容台数	時間貸３台、定期６台
形　　態	平置き		
駐車料金	〈時間貸し（最低３台）〉 ４０分毎１００円、２４時間最大３００円以下（繰返し**あり**） 〈定期利用（月極）〉 月額４，０００～６，０００円の範囲内		
そ の 他	・本駐車場用地は、契約所管課が区他部署より占用許可を得て使用しています。 ・定期利用（月極）での使用も構いませんが、最低３台の時間貸しスペースは確保してください。		

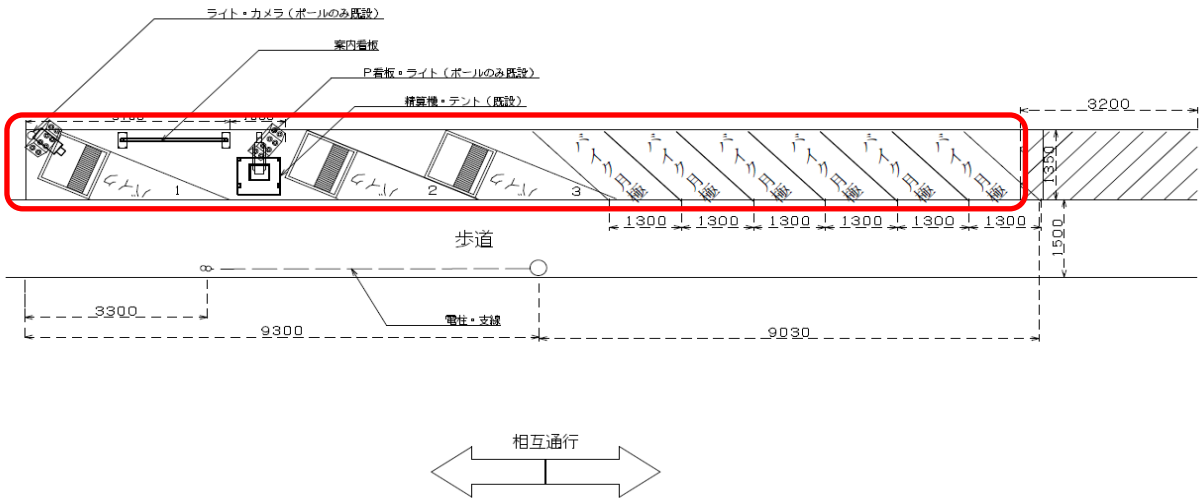
案内図



駐車場名	松原

明細図（図上の配置や設備は現況と一致しません）

時間貸３台
月極　６台



※本物件は、赤太線で囲んだ部分です。

　歩道部分にはみ出ないようにしてください。

※明細図が現況と相違している場合は、現況が優先します。

参考実績

昨年度の月当たり利用実績（概算）　　約８２台

第１号様式(第３条関係)

令和　　年　　月　　日

一般競争入札参加申込書兼受付書

世田谷区長　　あて

(申込者)

住所又は
所 在 地

氏名又は
名　　称　　印

連 絡 先

(法人等の場合、担当者名等を記載)

担当部署

担当者名

連 絡 先

区有地等の貸付けについて、資格条件、内容等を承諾のうえ、一般競争入札への参加を申込みします。

１．物件番号
２

２．申込物件
自動二輪車駐車場用地貸付
＜三軒茶屋中央駐車場　外＞

３．物件の所在地 (住居表示)
三軒茶屋二丁目１１番　外

受　付　印

記 載 見 本

第１号様式(第３条関係)

令和　　年　　月　　日

一般競争入札参加申込書兼受付書

世田谷区長　　あて

(申込者)

住所又は　世田谷区世田谷4－21－27

所 在 地　　(電話番号)xx-xxxx－xxxx

氏名又は　株式会社　世田谷商事

称　　代表取締役　世田谷太郎　　印

連 絡 先

(法人等の場合、担当者名等を記載)

担当部署

担当者名

連 絡 先

印鑑登録をした印を押印してください。

個人にあっては住民登録上の住所・氏名、法人にあっては商業登記上の所在地・商号・代表者名を記載してください。

区有地等の貸付けについて、資格条件、内容等を承諾のうえ、一般競争入札への参加を申込みします。

１．物件番号

２

２．申込物件

自動二輪車駐車場用地貸付

＜三軒茶屋中央駐車場　外＞

３．物件の所在地（住居表示）

三軒茶屋二丁目１１番　外

受　付　印

第２号様式(第３条関係)

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

下記の各事項に該当しない者であることを誓約します。

世田谷区長　　あて

住所又は
所 在 地

氏名又は
名　　称　　㊞
代表者名

記

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に掲げる者
（２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）による処分を受けている団体及び当該処分を受けたことのある団体並びにその代表者及び構成員
（３）世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成２４年１２月世田谷区条例第５５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者
（４）前３号に掲げる者の代理人その他の協力者
（５）税金等の滞納がある者
（６）落札者と決定されたにもかかわらず入札に付した土地又は建物について貸付契約を締結しなかった者で当該入札の日から２年を経過していないもの
（７）契約を締結したにもかかわらず契約期間中に契約を辞退した者で契約解約の日から２年を経過していないもの

第３号様式（第３条関係）

役員名簿

法人名：

所在地：

役　職　名	（フリガナ） 氏　名	生 年 月 日 （和暦）	住所（住民票の住所）
	（　　）	明 大 昭 平 年　月　日	
	（　　）	明 大 昭 平 年　月　日	
	（　　）	明 大 昭 平 年　月　日	
	（　　）	明 大 昭 平 年　月　日	
	（　　）	明 大 昭 平 年　月　日	
	（　　）	明 大 昭 平 年　月　日	
	（　　）	明 大 昭 平 年　月　日	
	（　　）	明 大 昭 平 年　月　日	
	（　　）	明 大 昭 平 年　月　日	

（注）本様式には、登記事項証明書に記載されている役員（常勤役員・非常勤役員）全員の役職名、氏名、生年月日、住所を必ず記載してください。

（注）本様式の記入欄が不足する場合は、別紙を追加するなどして記載してください。

・代理人を定める場合は入札日までに提出すること。
・社員が使者として代表者名で入札を行う際は委任状は不要です。
・代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。

委　　任　　状

作成例

【代理人（受任者）】
住所又は所在地　**世田谷区北沢〇丁目〇〇番〇号**
商号又は名称　**株式会社せたがや**
職・氏名　**北沢支店　支店長　世田谷太郎**　代理人印鑑　支店長印

私は、上記を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

（件名）**自動二輪車駐車場用地貸付＜三軒茶屋中央駐車場　外＞**における

1　入札及び見積に関する一切の権限
~~2　契約の締結及び履行に関する一切の権限~~

委任する権限以外を二重線で消す

１の権限を委任する場合は入札書の「入札者」に、２の権限を委任する場合は契約書の「乙欄」には、代理人（受任者）の住所、商号、職・氏名等を記載、押印してください。

委任状作成日を記入

令和　　年　　月　　日

世田谷区長　あて

住所又は所在地　**世田谷区世田谷〇丁目〇〇番〇号**
商号又は名称　**株式会社せたがや**
代表者氏名　**代表取締役社長　世田谷花子**　代表者印　印

印鑑登録をした印
（「一般競争入札参加申込書兼受付書」の印と同一の印）

委　　任　　状

【代理人（受任者）】

住所又は所在地

商号又は名称

私は、職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（代理人印鑑）を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委　任　事　項

（件名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿における

１　入札及び見積に関する一切の権限

２　契約の締結及び履行に関する一切の権限

令和　　年　　月　　日

世田谷区長　あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

入 札 辞 退 届

令和９年１月１３日実施の入札案件に申込みましたが、下記の理由により辞退します。

記

１．件　　名

２．辞退理由

令和　　年　　月　　日

世田谷区契約担当者あて

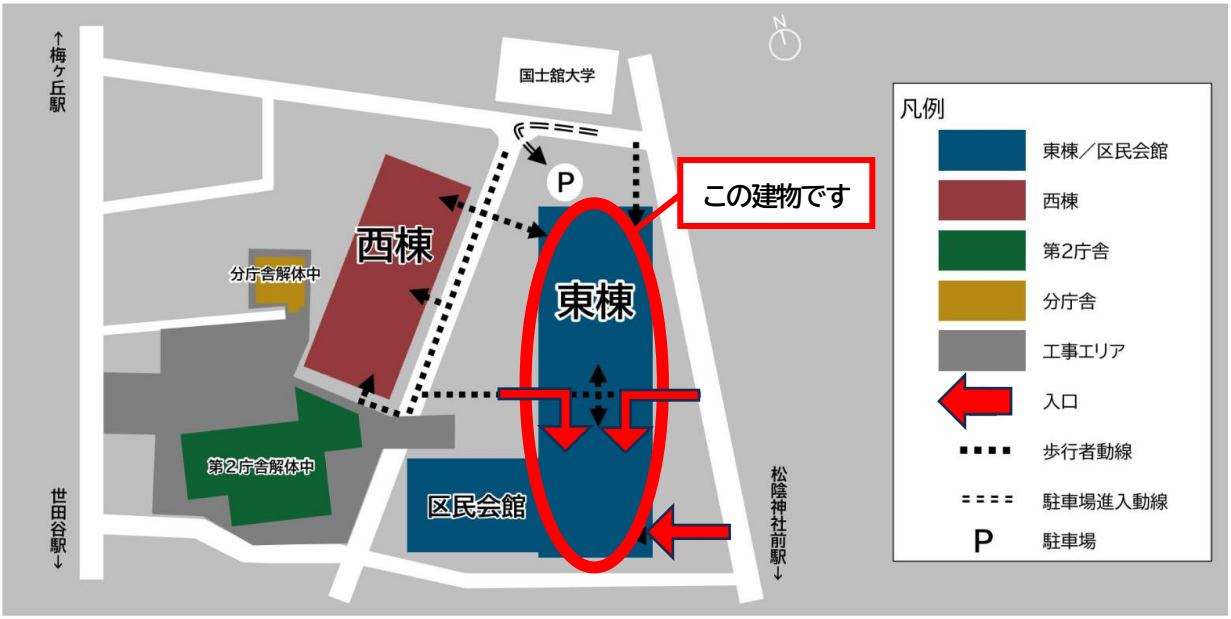
住所又は
所 在 地

氏名又は
名　　称　　印

世田谷区役所庁舎案内図

（入札参加申込）世田谷区役所　東棟5階516番窓口　財務部経理課財産管理係

（入　札　会　場）世田谷区役所　東棟3階　オペレーションルーム



交通手段

・世田谷線　松陰神社前駅　徒歩５分

・バス　世田谷区民会館(渋谷駅・五反田駅・等々力操車所・梅ヶ丘駅～世田谷区民会館)

・バス　世田谷区役所入口(渋谷駅～上町駅・用賀駅・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅西口・調布駅南口)